

事 務 連 絡  
令 和 2 年 4 月 17 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室  
厚生労働省社会・援護局保護課

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応  
に当たっての留意点について

今般の新型コロナウイルス感染症の流行に関し、居住が不安定な方が居所を失った場合における対応については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（一時的な居所の確保等について）」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局保護課長及び同地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）において対応をお願いしてきたところですが、下記の観点も留意しつつ取組を進めていただくようあらためてお願いします。併せて、各都道府県等におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び実施機関に対し周知方お願いいたします。

記

これまで、宿泊場所の確保にあたっては、各都道府県において、市町村とも連携していただきつつ、一時的な居所の確保を進めていただいているところであるが、これまでに発出した「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）」（令和2年4月7日福祉部局他連名通知）等により、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることを一層推進することが求められていることに加えて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であることに留意することが必要である。

このような観点から、今般の事態に関する対応に当たって新たに居住が不安定な方の居所の提供、紹介等が必要となった場合には、やむを得ない場合を除き個室の利用を促すこと、また、当該者の健康状態等に応じて衛生管理体制が整った居所を案内する等の配慮をお願いしたい。また、緊急避難的に自治体の施設を開放し、一時的な居所とする場合において、複数人が同時に滞在せざるを得ないような場合には、利用者の間隔を十分空ける、間仕切りを設ける等の配慮をお願いしたい。